



平成27年(ヨ)第49号

債権者 熊野本宮大社

債務者 吉田益夫

上 申 書

平成28年1月5日

和歌山地方裁判所民事部保全係 御 中

債権者代理人弁護士 葉 山 岳 夫



同 弁護士 高 橋 暁 子



同 弁護士 中 小 路 大



本件につき、以下のとおり上申いたします。

- 1 平成27年12月14日の審尋期日において、債務者は、債権者の第1準備書面別紙発言目録5記載14, 20, 23の各発言について、連絡がなければIPアドレスを開示する旨各発言者に伝えると述べた。
- 2 債務者が、和ネットの掲示板において、発言者に対し連絡をするよう求めたところ、債務者の平成27年12月24日2時54分の発言によると、発言の投稿者(発言者)が名乗り出てきたため、プロバイダー責任制限法第4条第2項、同法発言者情報開示関係ガイドラインに添った手続を行ったとのことである。また、発言者が情報の開示に反対しているため、任意の開示は応じられないであろうとも述べた。
- 3 債務者は、投稿者(発言者)から、発信者情報開示についての平成27年12月29日付回答書(甲第10号証)の送付を受け、平成28年1月2日、任意で発信者情報の開示をしない旨の文書(甲第11号証)を債権者代理人に送付してきた。
- 4 甲第10号証によると、債務者は、発言者の住所、氏名及び電話番号という発信者情報を取得している。またメールアドレスも知っている可

能性が高い。

- 5 よって、債権者は、別紙発言目録5記載14, 20, 23の各発言について、発言者の氏名、住所、メールアドレス、IPアドレス及び同タイムスタンプ、並びに、携帯電話端末またはPHS端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号及び同タイムスタンプの仮の開示を命じる仮処分を求めるものである。

以 上